

第2回豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会 議事録要旨

2020年9月30日（水）

豊岡市市役所立野庁舎 13時～15時40分

注) この議事録要旨については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。
発言内容をもとに一部簡略な表記としている箇所があります。

出席者：齋藤委員長、膳所副委員長、米田委員、八木委員、橋岡委員、小林委員、大塚委員、
田中委員、藤原委員、安達委員、小林委員、新井委員、足立委員、田口委員
(欠席：池口委員、柳委員、橋本委員)

配布資料

- ・次第
- ・名簿
- ・資料1 豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会会議傍聴要領
- ・資料2 基本指針の構成について
- ・資料3 県基本指針（案）の主な内容
- ・資料4 第7期計画時の計画の期間、基本理念・基本目標
- ・資料5 2020年度豊岡市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、介護・在宅医療意向調査、在宅介護実態調査集計結果概要版
- ・資料6 第8期計画協議状況等進捗状況確認表

1. 開会

—事務局より開会のあいさつ—

2. あいさつ

● 委員長

本日はお忙しい中ご出席賜りありがとうございます。本日は第2回目の委員会です。いよいよ今回から、第8期計画について本格的な協議をいたします。事務局にはわかりやすい丁寧な説明をよろしく願いいたします。委員の皆様には事前に資料を配布しておりますので、それぞれの立場で色々なご意見を出していただき、円滑な議事進行にご協力よろしくお願い申し上げます。

—事務局より、配布資料の確認。続いて、「豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会会議傍聴要領」の整備について説明。また、今回より委員会を公開とする旨を報告。さらに、委員に対し委員名簿及び各委員の所属団体について市ホームページ上における公開・計画書への掲載について同意を得る—

3. 議事

(1) 報告事項

①計画策定にかかる国・県基本指針（案）について

—事務局より説明、質疑なし—

(2) 協議事業

①基本理念・基本目標について

—事務局より説明—

● A委員

基本目標1（資料4、3ページ）は「高齢者がいきいき「と」」ではないでしょうか。どういう経緯で「いきいき暮らせる」にされたのでしょうか。

● 事務局

「高齢者がいきいきと」という表現のほうがよいというご意見であれば検討いたします。

● 委員長

基本目標1は「高齢者がいきいきと」へ改めるほうがわかりやすいのではないかというご意見です。皆様いかがでしょうか。できるだけ市民がわかりやすい表現がよいので、細かい事でも丁寧に扱いたいと思います。「高齢者がいきいきと」へ改めても問題ないでしょうか。
[異議なし]

それでは「高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり」へ修正をお願いいたします。

一部修正がございますが、その他に事務局の提案について質問やご意見はございませんか。[その他に質疑なし]

②アンケート調査結果概要版（案）について

—事務局より説明—

● B委員

自由記載は概要版に反映しないのでしょうか。主だった意見があれば反映をお願いいたします。

● 事務局

自由記載は概要版には載せておりませんが、データはございます。次回の委員会でご提示するほうがよいでしょうか。

● B委員

ご提示いただくと次期計画の検討の参考になると思いますので、お願いいたします。

● 事務局

次回の委員会でご意見を紹介いたします。

● 委員長

その他に事務局の提案について質問やご意見はございませんか。[その他に質疑なし]

それでは、事務局には各調査の集計結果を次期計画の策定作業に生かしていただき、委員にはその内容のチェックをお願いいたします。

③第7期計画の実績報告と第8期での取り組み方針（案）について

—事務局から各事業の取組を説明—

● A委員

「地域の見守り・支え合い体制の構築」（資料6、1ページ）について、359区のうち323区が見守りをされているということですが、見守りができていない地区はどのような理由で実践できないのでしょうか。一方、見守りができている地区のポイントは何でしょうか。見守りはすごく大事なので、一律でなくてもいいですが、どの地区でもできるとよいと思います。

● 事務局

実施しても補助金をもらわなかった地区もございますし、小規模の行政区では皆さん顔見知りで隣の家も知っているということで、あえて制度を設けてきちんとしなくてもいいというお考えの地区や、実際に取り組んでいない地区もございます。また、これまで、そういう機会がなかったという理由もございます。市からは、回覧板や広報を届けるなど世帯へ入っていく時に身近なところから声掛けをして欲しいと提案もしております。地区によっては、きちんと誰々がしなければならぬと身構えているところもございますので、地区の行事等も利用して気軽に活動して欲しいと声掛けしております。見守りが全くできていないということではなく、制度に乗らない地区も多くなっています。今後も、申請が無い地区については区長とお話をし、できるだけ他の方にも協力いただいて気軽に取り組んでいただけるようご提案してまいります。

● C委員

「地域の見守り・支え合い体制の構築」（資料6、1ページ）について、県の方針にもあるように、地域共生社会の実現を目指すにあたり、今後支え手の減少が予想されるなか、受け手が支え手になることもございます。見守りは誰でもできることだと思いますし、見守り活動の充実が介護予防や生きがいの充実につながると思います。各民生委員や見守りネットワーク、各行政区でも、今はそれぞれが見守りをしていてそれぞれに課題があると思いますが、それぞれで埋もれて発展できていないのではないのでしょうか。それぞれの課題をとりまとめて、みんなで話し合い、見守り活動の充実へ向かうことが大事ですので、第8期計画ではもう少し行政が後押しをし、総合調整をして見守りをより充実する方向性を盛り込んで下さい。

● 事務局

市では、見守りを行う人の数を増やすために2、3年取り組んでまいりましたが、ご指摘のとおり、見守り活動を継続していくためには、地域の皆様に考えていただいたり地域の他の団体と連携したりすることも今後の課題でございます。これらの点も工夫し、市の他の事

業との関連も考えてまいります。

- D委員

「地域の見守り・支え合い体制の構築」(資料6、1ページ)について、私は悲観的に考えております。近所との付き合いについて、一般高齢者の調査結果は実態に合っているといます。今後、「どんなことでも相談し合える人がいる」と「内容によっては相談し助け合える人がいる」が減り、「世間話をする程度の人はいる」と「あいさつをする程度の人はいる」が増えるのではないのでしょうか。その理由は、一つはサロンや見守り、玄さん教室について、359地区のほとんどの方がされていると思います。ただ、いっぱいいっぱい現状ではないのでしょうか。私の地区でもこれらの取組を行っていますが、世話係が限定され跡がおらず、仕事をしすぎてとてもやっていけないというのが実態です。見守りについては、かつて敬老会の補助金がありました。75歳以上1人1,200円で、これを予算にして各地区は敬老会を行っていました。補助金がなくとも裕福な地域は敬老会ができましたが、それがなくなりました。その代わりに、玄さん教室には3万円、見守りでは75歳以上が多い地区を5段階に分けて補助金を支給することになり、そういう制度に使ってもいいし、承諾の上で敬老会に使ってもいいという条件です。見守りは補助金がなくともできる地区もあれば、補助金がなければできない地区もあります。しかも、見守りをやっている区は民生委員か区の役員で、一般の方はなかなか難しい状況です。果たして、それでやっているという評価になるのでしょうか。

もう一つの理由は、第6期計画と第7期計画の基本目標1「高齢者がいきいき暮らせるまちづくり」には「地域で支え合いながら、高齢者の積極的な社会参加」とあります。これは大賛成です。しかし、それを推し進める地域の地域力は右肩下がりで、子供会には子どもがおらず、生徒会も0人で組織がございません。地域を担う中年会や女性交流会も解散してしまいました。人が来ない、入らないのです。高齢者については、老人会がないというよりも、「以前はあったが今は解散してしまわない」というのが正解だと思います。行事が多すぎて対応できないとか、加入しても役はしたくないという方もおりますし、その方が役を終えられたら解散ということがございます。地域によっては高齢クラブ、老人会がありますが、だんだん少なくなっています。本来は「地域で支え合いながら」というのがいいですが、支える人がいないのが現実です。第7期計画の評価・課題に「ひとり暮らし高齢者等を定期的に見守ることにより、地域との日常的なつながりや孤立防止が図られました」とあります。たしかにある程度は達成していると思いますが、問題は第8期計画の取組の方向性である人材をいかに確保するかということです。民生委員と区の役員以外はなかなか難しく、地域と行政が一体となって人材を確保することが一番大きな課題だと思います。

- 事務局

支え手となる高齢者も自分のことで精一杯という状況がございます。健康づくり、見守り、サロンの場が新たにできた地域もございますのでここをしっかりと育ててまいります。しかし、ご指摘の通り地域によっては世話役の固定等の課題がございますし、玄さん教室でもそ

のような傾向が見られます。市としても地域に入って運営の仕方の工夫の相談もしながら、運営や活動がしやすくなるよう、支え手＝担い手ということもお願いしながら、支える側の立場でもご相談させていただきます。行政だけで動くことにはなりにくいので、区長会や老人クラブとご協力・ご相談をさせていただきながら支えられる体制をつくってまいります。

- 委員長

第8期の取組として人材育成に関する記載はどうされますか。

- 事務局

具体策には厳しいですが、人材育成の必要性は認識しておりますので、課題認識を持って調整してまいります。

- 事務局

「豊岡市地域福祉計画」では、住民参加の促進の基本施策として地域の担い手の育成や発掘については住民の理解や社会福祉協議会の役割等、役割分担をしながら推進していこうという計画を立てています。踏み込んでいかないと人材確保はできませんので、地域、社会福祉協議会、市が三位一体となって取り組みたいと考えております。

- B委員

「福祉のまちづくり条例による生活空間の整備」（資料6、17ページ）の建築等の際の届け出・通知件数について、届け出件数のうちの指導件数が書かれていないと、第7期計画の評価・課題は出せないと思います。2018年度と2019年度を見ると件数が大きいほうがいいのかなという感想も持ちますが、どういう評価になるのでしょうか。

- 事務局

届け出・通知件数は、要件に該当する届け出がこれだけということであり、多いと良い、少ないと悪いということではございません。

- B委員

単に届け出件数が書かれているということですね。届け出に対して指導はされますか。

- 事務局

場合によっては指導もごございます。

- B委員

その件数を書くといいのではないのでしょうか。

- 事務局

場合によっては特に指導しないケースもごございますが、詳細は把握しておりません。

- 委員長

条例に基づいて施設をつくる場合、届け出をして許可を受けないと建築許可が出ません。施設をつくるために必要な設備が条例で定められており、その基準に合わないとは建築許可が出ないということです。届け出件数が多いと良い、少ないと悪いということではございません。指導を受ける場合もあると思いますが、あくまでも基準に従った施設でないとは許可されませんので、基準通りのものができればやさしいまちづくりになると思います。

- E委員

「住宅改修費助成事業」(資料6、23ページ)について、特別型のほうが必要に迫られて住宅改修する人が多そうですが、一般型のほうが多くなっています。予防を考えた方が多いということでしょうか。

- 事務局

特別型の「介護保険制度または障害者制度の住宅改修費給付等と一体的に住宅改造を実施する」というのは、大規模改修のことです。手すりの取り付けや段差解消は介護保険制度でも利用できますが、それでは叶わないような大規模改修で一体的にできるということで特別型がです。一般型は要介護認定を受けていない方でも使えますので、浴室の改装や入口の幅を広げる目的の利用が多い傾向が表れております。

- F委員

「養護老人ホーム(老人保護措置事業)」(資料6、32ページ)について、措置入所の意味を教えてください。

- 事務局

老人福祉法による養護老人ホームで、措置入所には経済的な理由と環境上の理由がです。近隣との人間関係が築けないとか、親族にみていただける方がいない等の事情がある人について、入所判定委員会において総合的に判断して在宅での生活が難しく経済的にも難しい人が入所に至ります。申し込みがあれば誰でも入れるわけではです。この辺りの仕組みが一般の方になかなか理解されていないと認識しております。

- F委員

第7期計画でも同項目について同様の内容が書かれていますが、この3年間の申込件数と、どのような周知に取り組んできたか教えてください。

- 事務局

申し込みは主にご親戚の方や地域包括支援センター、ケアマネジャーであり、相談時に対応している現状です。現状ではケースがあった時に対象者に相談、理解をしていただくことくらいしか行っておりません。

- G委員

養護老人ホームの退所者は長年に渡って退所が難しく、どんどん増えていくという認識でしたので、在籍人数が減っている理由があれば教えてください。

「高齢者の虐待防止」(資料6、19ページ)について、措置入所の対象者が減っているのであれば高齢者虐待の対応に回せるのではないのでしょうか。また、「高齢者短期生活支援住居運営事業」(資料6、37ページ)の枠が1つあるのに実績がないのであれば、虐待を受けている方の一時的な避難に利用できないのでしょうか。一時避難のために準備するツールは特別養護老人ホーム等いくつかあると思いますが、相談者も色々なツールを認識できれば、使っていないところの活用ができるのではないのでしょうか。

- 事務局

虐待件数は、豊岡市ではその年々で発生が多かったり少なかったりするため傾向が掴みにくくなっていますが、全国的には少しずつ増加傾向にあります。被虐待者は女性が7割で身体的虐待が多く、その多くの方が要介護認定を受けております。虐待をした養護者の4割が息子、2割が夫、娘となっています。具体的な対応としては、最終的には家族の世帯での生活を継続させていただきたいということで、分離して生活していただくことが難しくなっています。介護疲れで一時的に暴力をふるってしまったというケースもございますし、経済的な面で放棄というケースもございますので、家庭生活の中で相談しながら対応が必要です。生命が危ないという時には、すぐに施設へ措置入所させて切り離すこともございますが、見守りながら支援しながら、介護サービスも利用いただきながら最終的には家庭に入ってもらえるよう対応を行っておりますので、すぐには明確な対応ができないという現状がございます。やむをえない措置ということで一時的に養護老人ホームや特別養護老人ホームでみていただき、その間に家庭の見直しも行なっております。一遍にはできず期間が長くなったり解決に至っていないこともございます。施設に入る際には契約が必要なため、最終的には保証人の選定で成年後見等ということで、1件の対応で半年位かかってしまい、一度に解決に至らないことをご理解下さい。

- B委員

「緊急通報システム整備事業」と「救急医療情報キット配布事業」（資料6、25・26ページ）の普及率は把握していますか。これを使ってどれ位通報されているのでしょうか。救急医療情報キットとは具体的にどのようなものでしょうか。

- 事務局

緊急通報システムは2019年度は477台設置されていますが、普及率は分母とする世帯の考え方が定まっていないので算出しておりません。2019年度の通報件数は救急出動が71件、救急車が出動するほどではない体調不良が40件、火災警報器が45件の合計156回でございました。

- 委員長

緊急通報システムの設置条件も説明して下さい。

- 事務局

緊急通報システムは65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみ世帯が基本ですが、障がいがあるなどの事情があれば対象とさせていただきます。基本的には65歳以上の方で病弱のため何かの時には駆け付けてもらいたい等のご要望があれば、民生委員や協力委員に駆けつけていただかねばならないので、そういう方を対象としております。救急医療情報キットはプラスチック容器の中に、救急の情報としてかかりつけ医や持病、緊急連絡先として親族や遠方の子どもの住所、ケアマネの連絡先等を記載していただきます。気分が悪くなった時等に救急隊員が駆け付けて、これを見れば連絡をとる相手が見つかるという仕組みです。キットは冷蔵庫に入れ、扉にはキットが入っていることがわかる印を貼っておきます。キットの普及率は、ひとり暮らしや高齢者世帯の50%で、但東では民生委員の協力を得てほば

100%となっています。

- B委員

普及率も書くとうわかりやすいと思います。

- D委員

「要援護世帯雪下ろし援助事業」(資料6、30ページ)について、2016年頃の大雪の際、雪下ろしの要望があり、区の自警団を要請して雪下ろし行いました。その方には市に雪下ろし援助事業があることを伝えましたが、市役所へ行ってまで利用しませんということでした。こういう制度があることはご存知だったが、理由があつて市役所へ行けないとのことですが、利用にあたって代筆は可能でしょうか。

- 事務局

どなたかにご協力ご支援いただいて使用者の方に届け出ていただいても結構です。

- D委員

本人ではなく、区長でもいいでしょうか。

- 事務局

ご本人が市役所へ行きにくいということであれば、どなたかにご協力いただいて手続きいただいてもかまいません。

- 委員長

課題や保留になった点については、次回の委員会で説明をよろしく願いいたします。本
日示された事業については、事務局案でよろしいでしょうか。[異議なし]

4. その他

—事務局より次回委員会の開催連絡—

—閉会—